

「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～

平成28年1月25日
文部科学大臣決定

1. 策定の趣旨

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会の三つの答申（※）の内容の具体化を強力に推進するべく、「次世代の学校・地域」創生プランを策定する。

（※）中央教育審議会答申（平成27年12月21日）

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」

2. 目指す方向

我が国は、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急激な減少や、グローバル化の進展に伴う激しい国際環境の変化の中にあつて、学校の抱える課題の複雑化・多様化、地域社会のつながり・支え合いの希薄化、家庭の孤立化などの様々な課題に直面している。

こうした中、教育再生実行会議において、個人の可能性を最大限引き出し、国力の源である人材の育成を充実・強化するべく、広範にわたる政策提言が行われてきた。

中央教育審議会においては、こうした提言を踏まえつつ、これらの課題を克服するためには教育の力が必要不可欠であるとの認識の下で検討が進められ、昨年12月21日に三つの答申が取りまとめられた。

文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、上記三答申の内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていく。

その際、学校にかかる観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導體制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進める。

本プランは、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として、取り組むべき具体的な取組施策と改革工程表を明示する。

3. 具体的な取組施策

3-1 次世代の学校創生

(1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を一層推進・加速し、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立する。

① コミュニティ・スクールを推進・加速するための制度的位置付けの見直し

- 「地域とともにある学校」に転換していくための持続的な仕組みとしてのコミュニティ・スクールが推進・加速していくよう、学校を応援する役割の明確化や教職員の任用に関する意見の柔軟化を図るとともに、教育委員会が積極的に学校運営協議会の設置に努めていく仕組みとするなど、学校と地域の連携・協働が促進されるための制度の見直しを図る。

【平成28年度を目途に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出】

② コミュニティ・スクールを推進・加速するための総合的な方策の実施

- コミュニティ・スクールの導入に伴う学校や自治体の体制面・財政面の負担を軽減するため、コミュニティ・スクール導入を目指す学校の体制強化を含め、コミュニティ・スクール導入等促進事業による支援を強化する。

また、コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）の派遣を更に促進する。

【平成28年度より順次実施】

- 地域住民や保護者等の学校運営への参画が行われているコミュニティ・スクールに類似した取組が、コミュニティ・スクールへ移行することを促すため、コミュニティ・スクール導入等促進事業において、当該取組の優先的な採択などを実施する。

【平成28年度より順次実施】

- コミュニティ・スクールの推進・加速のために優れた取組を行う自治体に対する表彰制度の創設、コミュニティ・スクール関係者のネットワーク化促進の支援、効果的な取組事例等の情報発信を行う推進フォーラム等を実施する。また、自治体の教育長や首長に対する働きかけを強化し、マニュアルの策定や教育委員会規則の制定など、実効性を伴う取組を推進する。

【平成28年度より順次実施】

- コミュニティ・スクールを導入する際のポイント等をまとめた「学校運営協議会設置の手引き」の改訂や、学校運営協議会委員の質の向上のため、委員としての心構えや必要な知識等をまとめた「学校運営協議会ハンドブック（仮称）」の作成等を実施する。

【平成28年度中に実施】

- 学校と地域の連携・協働に関する教職員の養成・研修の充実や、学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う地域連携担当教職員（仮称）の法令上の明確化等を通じ、「地域とともにある学校」への転換を促進する。

【平成28年度中を目途に教職課程の内容の見直し等を通じて推進】

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正し、順次支援】

- 教育振興基本計画等において国としての方針を明確化し、支援方策の実施と併せ、各自治体の取組状況をフォローアップする。

【次期教育振興基本計画の改訂に向けた検討を実施】

（２）学校の組織運営改革

複雑化・多様化する学校の課題への対応や、子供たちに必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実に加え、学校において教員が心理や福祉等の専門スタッフと連携・分担する体制の整備や、学校のマネジメント機能の強化により、学校の教育力・組織力を向上させ、学校が多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる場となるようにする。

① 教職員指導体制の充実

- 小学校における学習指導要領の全面実施が平成32年度に行われることを踏まえ、所要の制度改正を行い、教職員の指導体制の充実を図る。

【平成28年度以降に所要の法令改正を実施】

② 専門性に基づくチーム体制の構築

- 教員が、多様な専門性や経験を持った人材と協力して子供に指導できるようにするとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の職務等を省令上明確化し、配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正】

- 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員（仮称）を省令上明確化し、配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正】

- 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応するため、看護師や特別支援教育支援員の配置を充実する。

【平成28年度より順次実施】

③ 学校のマネジメント機能の強化

- 校長のリーダーシップを支える組織体制を強化するため、優れた人材が確保されるよう管理職の処遇の改善や、副校長の配置や教頭の複数配置を実施するほか、「主幹教諭」の配置を充実する。

【平成28年度より順次実施】

- 学校の事務体制を強化するため、事務職員の職務内容を見直し、法律上明確化するとともに配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法の改正案を提出】

【平成31年度を目途に省内タスクフォースにおける検討を踏まえた所要の法令改正を実施】

- 学校の事務体制を強化するとともに校務改善を図るため、学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化する。

【平成28年度を目途に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出】

- 学校における教育活動を充実するため、小規模市町村における指導主事の配置を促進するほか、学校が保護者や地域からの要望等に的確に対応できるよう、弁護士等の専門家が教職員を支援する仕組みの構築を促進する。

【平成28年度より順次実施】

(3) 教員制度の養成・採用・研修の一体改革

各学校の教育環境に即して充実した教育活動ができるよう、「社会に開かれた教育課程」の視点に立って改訂の検討が行われている次期学習指導要領を着実に実施する環境の整備を行うとともに、大量退職・大量採用を背景とした若手教員への知識・技能の伝承の停滞を克服するため、養成・採用・研修の一体改革を進める。

① 教員養成改革

- 大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるよう、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を統合（科目の大きくくり化）する。

【平成28年中を目途に教育職員免許法の改正案を提出】

- 教員の養成を通じた全国的な水準の確保のため、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を作成する。

【平成28年より検討に着手】

- 教職課程の学生が学校現場を体験する機会を充実するため、学校インターンシップを導入する。

【平成28年中を目途に教育職員免許法施行規則を改正】

- 教職課程を置く大学において、全学的に教職課程を統括する組織の設置や教職課程の評価を推進することにより、教員養成の質の保証・向上を図る。

【平成28年中を目途に教育職員免許法施行規則を改正】

- 採用の際のミスマッチを防止するとともに、新規採用の教員が円滑に教職を開始できるようにするため、モデル事業による「教師塾」方式の普及など、円滑な入職のための取組を推進する。

【平成28年度より順次実施】

- 教職大学院を活用して教員の資質・能力の向上が図れるよう、モデル事業を通じて、履修証明制度の活用等による教職の高度化を促進する。

【平成28年度より順次実施】

② 教員研修改革

- ミドルリーダー不足の解消や免許更新制と十年経験者研修の関係を整理するため、十年経験者研修の実施時期を弾力化し、ミドルリーダーを育成する研修への転換を図る。

【平成28年中を目途に教育公務員特例法の改正案を提出】

- 教員の大量退職に対応した若手教員育成のため、初任者研修の弾力的な運用を可能とする初任者研修の運用方針の見直しなどにより、初任者に限らず、2年目、3年目など経験年数の浅い教員に対する研修（初期研修）への転換を図るとともに、モデル事業を通じたメンター方式の導入の促進などにより、若手教員の研修体制を充実する。

【平成28年中を目途に運用方針の見直しを実施】

③ キャリアシステムの構築

- 教員の育成、資質・能力の向上を保証するシステムの構築のため、文部科学大臣が教員育成指標の整備のための大綱的指針を提示し、各地域における教員育成指標や教員研修計画の全国的な整備を図るとともに、教育委員会と大学等が相互に議論、調整し、教員の養成等が実効あるものとするための制度として「教員育成協議会」を創設する。

【平成28年中を目途に教育公務員特例法の改正案を提出】

- 研修ネットワークの構築や、養成・採用・研修を通じた教員の資質・能力の向上に関する調査・分析・研究開発を行う全国的な拠点の整備を行うため、独立行政法人教員研修センターの機能強化を図る。

【平成28年中を目途に独立行政法人教員研修センター法の改正案を提出】

3-2 次世代の地域創生

(1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）が参画し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支え合う地域をつくる活動（地域学校協働活動）を全国的に推進し、高齢者、若者等も社会的に包摂され、活躍できる場をつくとともに、安心して子育てできる環境を整備することにより、次世代の地域創生の基盤をつくる。

① 地域学校協働活動の推進

- 教育委員会において地域学校協働活動を推進するための体制を整備することや、地域学校協働活動を推進するための人材（統括コーディネーター）の役割等について、法律上明確化する。

【平成28年度を目途に社会教育法の改正案を提出】

- 従来の学校支援助地域本部や放課後子供教室等を基盤に、全小中学校区をカバーする形で、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動を推進するための新たな体制として、「地域学校協働本部」が整備されるよう教育委員会を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 郷土学習、体験活動、地域行事、学びによるまちづくり等の活動に幅広い地域住民等が参画するとともに、こうした活動が学校や社会教育施設など地域の多様な場で行われるよう、地域学校協働活動の推進を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 放課後子供教室や家庭教育支援等の活動の充実による子育て環境の整備を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 先進事例の収集・発信を行うとともに、全国フォーラム等の開催を通じて地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの全国的な推進の機運を醸成する。

【平成28年度より順次実施】

- 各自治体において地域学校協働活動が円滑に実施できるよう、地域学校協働活動の実施に関するガイドライン（参考手引き）を策定する。

【平成28年度中を目途にガイドラインを策定】

- 社会教育に中核的な役割を果たす社会教育主事が、地域学校協働活動の推進など重要な社会教育の課題に対応した資質・能力を身に付けるられるよう、社会教育主事講習の科目の見直しを行う。

【平成28年中を目途に社会教育主事講習等規程を改正】

- 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールを一体的・効果的に推進するため、文部科学省内に、事務体制として「学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム」を設置する。

【平成28年より実施】

(2) 地域が学校のパートナーとなるための改革

地域学校協働本部と学校との連絡調整を担当する人材の配置促進や、地域学校協働活動を推進するための学校開放の促進等を通じて、地域が学校のパートナーとして子供の教育に関わる体制を整備することにより、教員が子供と向き合う時間を確保できるようにするとともに、次代の郷土をつくる人材の育成や持続可能な地域の創生を実現する。

① 地域コーディネーターの配置促進等

- 地域学校協働本部における学校との連絡調整を担う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整、地域学校協働活動の推進等を担う「統括コーディネーター」の配置を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う教職員（「地域連携担当教職員（仮称）」）を法令上明確化する。＜再掲＞

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正し、順次支援】

② 学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放の促進

- 幅広い地域住民等の参画により学校を核としたまちづくりを推進するため、学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放を促進する。

【平成28年度中を目途に、地域学校協働活動の実施に係るガイドライン等により推進】

(3) 地域と連携・協働する教員の養成・研修等

教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質・能力を育成するための養成・研修を行うとともに、地域住民等と児童生徒等が共に地域の課題に向き合い、課題解決に向けて協働する活動を推進することにより、地域を担う人材を育成する。

① 地域と連携・協働する教員の養成・研修の充実

- 教員養成課程や現職教員研修の充実等を通じて、教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質や能力を育成する。〈再掲〉

【教職課程の科目の内容の見直し(平成28年中を目途)等を通じて推進】

- 教員を目指す学生のインターンシップ（p 5 参照）において、放課後子供教室、土曜学習等への参加を促進する。

【教育職員免許法施行規則改正(平成28年中を目途)を踏まえ、通知等により促進】

② 地域課題解決型学習の推進

- 地域課題を解決するアクティブ・ラーニングの視点に立った学習や、多様な経験や技術を持つ地域の人材・企業等の協力による地域学習等の教育活動を推進することにより、地域を担う人材を育成するとともに、学校と地域の連携・協働に関する教員等と地域住民等の相互理解を促進する。

【平成28年度より順次実施】

4. 一体改革工程表

上記の改革についての工程表は次ページのとおり。

「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表

